

-2 放射線業務従事者の被ばく管理状況

- (1) 原子炉設置者は、原子炉等規制法に基づき、その原子炉に関する作業に従事する者の線量当量が同法に基づく告示に定める線量当量限度を超えないように管理することが義務づけられている。

この資料は、原子炉等規制法に基づいて実用発電用原子炉施設の設置者から提出された 1994 年度の「放射線管理等報告書」及び行政上の通達に基づく「放射線業務従事者線量当量等報告書」等からとりまとめたものである。

この結果によると、実用発電用原子炉施設における 1994 年度の放射線業務従事者の線量当量実績は、いずれの原子力発電所においても、上記線量当量限度を下回っている。

なお、1985 年度以降の各年度の実用発電用原子炉施設における放射線業務従事者の被ばく実績を参考のために付録に示した。

〔参考〕 放射線業務従事者の線量当量限度：1 年間につき 50mSv

- (2) 表の見方は次のとおりである。

放射線業務従事者の「総合計」については、発電所間を移動した放射線業務従事者についてそれぞれの発電所で集計しているため、重複して集計されている。

「総線量当量」については、「社員」「その他」それぞれの項目について小数点以下第 3 位を四捨五入して集計した。従って一部で「社員」の項と「その他」の項との和が「合計」と一致しないものがあるが、これは集計上の誤差である。

「平均線量当量」については小数点以下第 2 位を四捨五入して集計した。

「原子炉基数」については、初臨界の時点で集計した。

放射線業務従事者数及び線量当量の集計は、管理区域が設定された時点から集計している。

日本原子力発電(株)東海発電所及び東海第二発電所における兼務放射線業務従事者の線量当量実績は、フィルムバッチの評価線量値を各発電所における熱蛍光線量当量計の計測値の比率により分配し集計した。

- (3) 放射線業務従事者の被ばくについては、財団法人放射線影響協会 放射線従事者中央登録センターが 1977 年 11 月以来放射線業務従事者の線量当量等を一元的に登録管理するとともに放射線管理手帳制度を推進しており、これによって放射線業務従事者の被ばく管理の充実が図られている。

なお、1995 年 4 月末日現在の登録者数は 302,322 人、放射線管理手帳の発行数は 253,882 件となっている。